

○東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱

平成25年4月1日告示第59号の3

改正

令和2年4月1日告示第46号

令和5年4月1日告示第56号

令和7年4月1日告示第62号

東かがわ市イベント実施支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賑(にぎ)わいの創出及び交流人口の拡大を図ることを目的として、市民を主体とする任意の団体、市長から認定を受けた地域コミュニティ協議会等（以下「実施団体」という。）が、実施するイベント（宗教活動又は政治活動に関するものを除く。以下同じ。）に対する東かがわ市イベント実施支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市は、実施団体が自ら企画し、実施する営利を目的としないイベントに対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、第5条に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の2以内の額（当該額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、補助金限度額は第4条第1項又は第2項の規定に該当するイベントのうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市が別に定めるイベント 300万円

(2) 前号以外のイベント 100万円

3 補助金の交付は、同一年度内において同一事業を複数回実施する場合は、前項に規定する補助金限度額以内とする。ただし、市長から認定を受けた地域コミュニティ協議会はこの限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、東かがわ市自治会活動助成金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第14号）に規定する自治会活動助成金を除き、イベントに対して市の他の補助制度による補助金、交付金、助成金その他の支援金の交付を受けている場合（当該支援を間接的に受けている場合を含む。）は、補助金の交付の対象外とする。

(補助金の対象となる実施団体)

第3条 補助金の対象となる実施団体は、市民3人以上で任意に組織された団体であって、市の組織が次条に規定する補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事務処理に携わっていないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすイベントとする。

- (1) 市内で開催されるイベントであること。
- (2) 本市の地域資源を活用したイベントであること。
- (3) 当該イベントについて、あらかじめ市民等への周知に努めること。
- (4) 当該イベントへの市民の参加に制限が設けられていないこと。
- (5) 市内外からの誘客が図られるイベントであること。
- (6) 誘客効果による観光振興が図られるイベントであること。
- (7) 同一年度内に同一内容のイベントを定期的に開催していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めたイベントは、補助対象事業とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントは、補助対象としない。

- (1) 営利企業が主体となって実施されるイベント（市内の産業振興を目的として実施されるイベントを除く。）
- (2) 実質的に参加対象者が限られるイベント
- (3) 補助金の対象となるイベントと同日かつ同場所で開催されるイベント
- (4) 市が参画する事業に類するイベント

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、イベントの周知及び開催に直接必要と市長が認める経費であって、次の表に掲げるものとする。

経費の種類	例示
(1) 報償費	出演者、講師等の謝礼金、賞品代、景品代
(2) 旅費	出演者、講師等の交通費、宿泊費
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費
(4) 役務費	通信運搬費、広告料、筆耕料、保険料

(5) 委託料	(維持管理に要するものを除く。)
(6) 使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料、自動車借上料
(7) 原材料費	原材料費
(8) その他補助対象として 適当と認められる経費	上記の左欄に掲げる経費のうち、上記以外で市長が適当と認める経費

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費については補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した経費
- (2) 直接収益につながる食材等の経費
- (3) 1人又は1団体当たり10万円を超える謝礼金
- (4) 1人当たり10万円を超える旅費
- (5) 総事業費の10分の3を超える賞品代、景品代及び賄材料費の合計経費
- (6) 20万円を超える賞品代、景品代及び賄材料費の合計経費
- (7) 総事業費の10分の7を超える委託料

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付の申請は、東かがわ市イベント実施支援補助金交付申請書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）その他必要な書類を添えて、市が定める期限までに行うものとする。

2 前項の期限を過ぎて行われた申請は、受け付けないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、東かがわ市イベント実施支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請書の内容を変更（中止又は廃止）しようとするときは、あらかじめ東かがわ市イベント実施支援補助金変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 事業費総額の30%以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって補助金額の増減を伴わない変更

(実績報告)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金等交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、東かがわ市イベント実施支援補助事業実績報告書（様式第5号）、収支決算書（様式第6号）その他必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、東かがわ市イベント実施支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市イベント実施支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条に規定する補助金の交付の決定を通知した後において補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市イベント実施支援補助金概算交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた申請者は、補助金の精算をしなければならない。この場合において、当該概算交付の金額が前条の規定により確定された補助金の額を超えることとなったときは、その超えることとなった金額を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する手続等については、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号）の例による。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(東かがわ市地域イベント開催補助金交付要綱の廃止)

2 東かがわ市地域イベント開催補助金交付要綱(平成16年東かがわ市告示第73号)は、廃止する。

附 則(令和2年4月1日告示第46号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第56号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第62号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。